

ひとり親世帯が民間の賃貸住宅に居住していて、<u>取壊しにより転居</u>を求められ、市内の民間賃貸住 宅に転居する予定がある場合、申請により家賃の差額を助成(3万円を限度)する制度です。

- 1 助成対象 ひとり親世帯(満18歳未満の児童を扶養する母子又は父子世帯)で、次の条件をすべて満たしていること
 - (1) 市内に引き続き1年以上住民票を有していること。
 - (2) 独立して日常生活を営むことができること。
 - (3) 生計中心者の前年の所得による市県民税所得割が非課税の世帯であること。
 - (4) 生活保護を受けていないこと。
 - (5) 家賃を滞納していないこと。
 - (6) 現在居住する住居が3箇月以内に取壊しの予定であること。
 - (7) 転居予定の住宅の賃貸借契約を締結していること。
- 2 助成の金額 転居前に居住していた住宅の家賃と転居後の住宅の家賃との差額を毎月助成します。 ただし、家賃の差額が3万円を超える場合は、3万円を限度とします。

契約更新により家賃が改定された場合は、転居前家賃と更新後家賃の差額を助成します。ただし、その差額が3万円を超える場合は、3万円を限度とします。 月の途中で賃貸借契約をし、又は解約した場合の当月分の家賃に対する助成金額は、日割り計算します(100円未満切り上げ)。

- 3 申請書類 (1) 障害者及びひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成申請書(第1号様式)
 - (2) 住宅の取壊しに関する家主の証明書(第2号様式)
 - (3) 現に居住している住宅の賃貸借契約書の写し及び家賃の領収書の写し
 - (4) 転居予定の住宅の賃貸借契約書の写し
 - (5) 金融機関の預金通帳
 - (6) 振込依頼書
 - (7) その他 契約更新の場合
 - ア 改定前の賃貸借契約書の写し
 - イ 改定後の賃貸借契約書の写し
 - り その他
- 4 決定・通知 提出された書類により要件に該当するか否かを審査して決定し、通知します。 (実態調査をする場合があります。)
- 5 支給時期 原則として、当月分を毎月末日に支給します。

お問い合わせ

戸田市こども健やか部 親子健やか室(福祉保健センター内) 電話 048-299-2816